

**【新設】(圧縮記帳をした特定地域経済牽引事業施設等の取得価額)**

42 の 11 の 2-1 措置法令第 27 条の 11 の 2 に規定する令第 13 条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が 2,000 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その資産が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(42 の 11 の 2-7(2)中「特定事業用機械等」とあるのを「特定地域経済牽引事業施設等」と読み替えた場合における 42 の 11 の 2-7(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の 42 の 11 の 2-7(2)に掲げる場合にあつては、42 の 11 の 2-7(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。

**【解説】**

- 1 本制度は、一の承認地域経済牽引事業計画で定められた施設又は設備を構成する法人税法施行令第 13 条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が 2,000 万円以上の場合に適用されるが(措令 27 の 11 の 2)、これらの資産について法人税法上の圧縮記帳の適用を受ける場合には、この取得価額の合計額要件を圧縮記帳前又は圧縮記帳後のいずれの金額によって判定するのか疑義が生ずる。

この点、法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産については、圧縮記帳後の金額を取得価額とするものとされており(法令 54③)、本制度の適用に当たっても、措置法令第 27 条の 11 の 2 の規定振りからみて同様に取り扱うのが相当である。

そこで、本通達において、一の承認地域経済牽引事業計画で定められた施設又は設備を構成する資産の取得価額の合計額が 2,000 万円以上であるかどうかを判定する場合、その資産が法人税法上の圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うことを明らかにしている。

なお、この場合には、特別償却又は法人税額の特別控除の計算の基礎となる特定事業用機械等の取得価額も、圧縮記帳後の金額に基づいて行うこととなる。

- 2 ところで、措置法通達 42 の 11 の 2-7 《国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額》の本文(2)では、本制度における法人税額の特別控除の適用を受ける場合の取得価額について、特定事業用機械等の取得等をして事業の用に供した事業年度(供用年度)後の事業年度において法人税法上の国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額によることとしている。この取扱いは、同一年度において国庫補助金等の圧縮記帳と本制度の法人税額の特別控除とを適用する者とのバランスを考慮して設けた取扱いであるため、本制度の取得価額に係る要件の判定においても、取扱いを区別することなく、国庫補助金等相当額を控除した金額によることを、本通達の括弧書きで明らかにしている。
- 3 連結納税制度においても、同様の通達(連措通 68 の 14 の 3-1)を定めている。